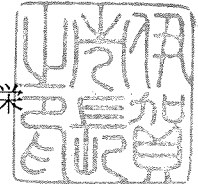




伊 環 第 277 号
2020（令和2）年11月9日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問に対する回答について

令和2年10月19日付伊議第352号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

香害について

【質問1】

伊賀市は香害について環境や公害という観点からどのような認識であるか示されたい。

【回答】

国において、いわゆる「香害」について、具体的に定義していません。したがって、市においても同様に認識しております。

【質問2】

伊賀市における香害に関連した啓発について現在の取り組み状況について示されたい。また、それらの啓発についての評価及び更なる啓発の必要性について見解を示されたい。

【回答】

香りに対して敏感な方もいらっしゃるため、市では、庁舎などの施設において、来訪者に対し香料の自粛に関するお願いをしています。

また、教育委員会では、他のアレルギー物質と同様に「香り」に対しつらい思いをして、健康を害することのないよう細心の注意を払っています。加えて、保護者や来訪者へも掲示物による啓発を実施しています。

今後も、これらの取り組みを継続して実施してまいります。

【質問3】

現在策定中である環境基本計画に香害や化学物質過敏症への理解促進について明示する必要性について見解を示されたい。

【回答】

質問1でお答えしたとおりのため、市環境基本計画への記載については、具体的に明示することは難しいと考えますが、今後、県や他の自治体の事例も参考に検討します。